

旭川市所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第47条第1項の規定による所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の役職名、氏名及び略歴並びに住所又は居所等を記載した書面
- (4) 法人の組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を実施する地域を示す図面
- (9) 所有者不明土地の利用の円滑化等推進を図る活動の実績を記載した書面
- (10) 法第48条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (11) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当せず、かつ、暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有していないことを誓約する書面（様式第2号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、審査に関し市長が必要と認める書面

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) 申請者が、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は市内で所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的として設立された会社のいずれかに該当すること。

- (2) 旭川市内に事務所又は営業所を有すること。
- (3) 業務の内容が法第48条各号の規定に照らして適切であること。
- (4) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制、人員体制及び活動実績を有していること。
- (5) 次の各号に掲げる全ての基準を満たす経済的基礎を有していること。
 - ア 業務に必要な財源（自己資金又は旭川市以外が所管する公共団体の補助金若しくは民間から調達した資金をいう。）を有していること。
 - イ 原則として、債務超過の状態にないこと。ただし、債務超過の状態にあっても直近の事業年度決算収支の状況が良好と認められる場合はこの限りでない。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 市税の滞納がないこと。
- (6) 業務を遂行するに当たり、関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。
- (7) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 暴力団に該当し、又は暴力団若しくは暴力団員との関係を有している者
 - イ 第8条第1項の規定による指定の取消処分を受けた者にあつては、当該取消処分から1年を経過していない者
 - ウ 第2項の規定により定められた指定の期限が到来する前又は第8条第1項の規定による指定の取消処分を受ける前に第5条第1項の業務の廃止の届出を行った者にあつては、当該届出の日から1年を経過していない者
 - エ その他市長が推進法人の指定を行うことについて不相当と認めた者
- 2 前項第5号イの規定にかかわらず、申請者が同号イに掲げる要件を満たしていない場合において、直近の事業決算における債務超過額又は損失額が、当該直近の事業年度の前年度のものと比較して減少している場合には、同号イの規定に掲げる要件を満たすものとみなすことができる。この場合において、市長は、前項の指定を行う際に当該指定の期限を定め、又は必要な条件を付すものとする。
- 3 前項の規定により第1項第5号イに掲げる要件をみなすものとして同項の指定を受け、当該指定の期限の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、その期限の14日前から当該期限までの期間内に所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定更新申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があつた場合において、更新申請者が第1項各号又は第2項前段に定める要件を満たす場合は、当該指定の期限を廃止し、又は延長することができる。
- 5 第2項及び前項の期限は、当該指定の日が属する事業年度の末日から2月を経過する

日までを限度として定める。

- 6 市長は、第1項の規定により申請者を推進法人として指定し、又は更新申請者について前項の規定により指定の期限の廃止若しくは延長を行った場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定（更新）通知書（様式第4号）により当該申請者又は当該更新申請者にその旨を通知するとともに、その名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。
- 7 市長は、申請者を推進法人として指定しないとき又は更新申請者の指定期限を更新しないときは、所有者不明土地利用円滑化等推進法人不指定（不更新）通知書（様式第5号）により、当該申請者又は当該更新申請者にその旨を通知する。
- 8 第1項各号に該当し推進法人の指定を受けた者が、同項第5号イに掲げる要件を欠くこととなり、かつ、第2項前段の規定により同号イに掲げる要件を満たすものとしてみなすことができる場合には、同項後段及び第5項の規定を準用する。
- 9 前項の指定を行う場合における当該指定を受ける者に対する通知及び当該指定に係る公示は、第6項の規定の例により行うものとする。

（名称等の変更）

- 第4条 法第47条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第6号）により行うものとする。
- 2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止）

- 第5条 推進法人は、その業務の全部を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第8号）により市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、当該推進法人に係る指定を取り消すとともに、遅滞なく当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

- 第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、推進法人に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該推進法人に対して報告を求めることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第49条第2項の規定により、推進法人に対しその業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号に該当しないこととなったとき（第3条第8項の規定により同条第2項の規定を適用する場合を除く。）若しくは同条第2項前段に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をしたときに第3条第1項各号又は同条第2項前段に該当していなかったことが判明したときは、法第49条第3項の規定により当該推進法人の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第9号）により当該推進法人にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月12日から施行する。